

ライフプランニング・リタイアメントプランニング  

---

CFPテキスト

Financial Planner

**TAC**

# 目 次

---

<b>第1章</b>	ファイナンシャルプランニングの基礎知識	1
Theme 1	ライフイベント表とキャッシュフロー表	2
Theme 2	キャッシュフローの基礎知識	3
Theme 3	6つの係数	6
Theme 4	CFP認定者の倫理原則	9
Theme 5	金融サービス提供法と消費者契約法	11
Theme 6	金融商品取引法	14
Theme 7	著作権法と個人情報保護法	15
<b>第2章</b>	教育資金計画	33
Theme 1	教育資金の作り方	34
Theme 2	教育ローン・奨学金等	39
<b>第3章</b>	住宅取得資金計画	49
Theme 1	住宅取得資金設計のポイント	50
Theme 2	住宅購入のポイント	51
Theme 3	住宅借入金等特別控除	58
Theme 4	住宅ローンの返済計画	61
Theme 5	住宅ローンの主な特徴	65
Theme 6	住宅ローンの借換え	68
Theme 7	住宅ローンの繰上げ返済	69
Theme 8	カードローンとクレジットカード	72
<b>第4章</b>	老後資金計画	83
Theme 1	個人年金保険	84
Theme 2	高齢者の居住の安定確保に関する法律	85
Theme 3	高齢者の住まいや支援等	87

<b>第5章</b>	老後資金等に関する税務	93
Theme 1	退職金の税金	94
Theme 2	公的年金等の税金	98
Theme 3	個人年金の税金	101
<b>第6章</b>	成年後見制度	105
Theme 1	成年後見制度	106
Theme 2	法定後見制度	107
Theme 3	任意後見制度	109
<b>第7章</b>	働き方と関連法令	115
Theme 1	労働基準法	116
Theme 2	最低賃金法	122
Theme 3	育児・介護休業法	125
<b>第8章</b>	社会保険制度	129
Theme 1	社会保険制度の概要	130
Theme 2	公的医療保険制度の種類	135
Theme 3	健康保険	136
Theme 4	国民健康保険	159
Theme 5	後期高齢者医療制度	163
Theme 6	公的介護保険制度	164
Theme 7	労災保険制度	171
Theme 8	雇用保険制度	179
<b>第9章</b>	公的年金制度	203
Theme 1	公的年金制度の概要	204
Theme 2	国民年金の被保険者と保険料	207
Theme 3	国民年金の保険料免除制度と追納	211
Theme 4	厚生年金保険の基礎知識	215
Theme 5	公的年金の給付	219
Theme 6	老齢基礎年金	222

Theme 7	特別支給の老齢厚生年金	227
Theme 8	65歳からの老齢厚生年金	232
Theme 9	加給年金と振替加算	235
Theme 10	在職老齢年金	239
Theme 11	障害給付	244
Theme 12	遺族給付の概要と遺族基礎年金	252
Theme 13	遺族厚生年金	257
Theme 14	併給調整など	262
Theme 15	公的年金給付のルール等	268
<b>第10章</b>	<b>私的年金</b>	<b>277</b>
Theme 1	私的年金の概要	278
Theme 2	厚生年金基金	281
Theme 3	確定給付企業年金	282
Theme 4	確定拠出年金	286
Theme 5	中小企業退職金共済（中退共）	294
Theme 6	自営業者等のための私的年金	298
<b>索引</b>		<b>311</b>

《過去問の表示について》

(例) (2023② 問題11)

出典：2023年度第2回CFP®資格審査試験 ライフプランニング 問題11

### ◆◇本教材中のマークについて◆◇

(★なし) (★) (★★) (★★★)

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。

 **頻出！**

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

### ◆◇復興特別所得税について◆◇

2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間の各年分の所得税は、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当額)が上乗せされます。

〈例〉

所 得 税 率 (%)	5	10	20
合 計 税 率 (%) (所得税率×1.021)	5.105	10.21	20.42

# 第1章

## ファイナンシャルプランニングの基礎知識

### Contents

- Theme 1 ライフイベント表とキャッシュフロー表
- Theme 2 キャッシュフローの基礎知識 ★★★
- Theme 3 6つの係数 ★★★
- Theme 4 CFP認定者の倫理原則 ★★
- Theme 5 金融サービス提供法と  
消費者契約法 ★★
- Theme 6 金融商品取引法 ★★
- Theme 7 著作権法と個人情報保護法 ★★

## Theme 1 ライフイベント表とキャッシュフロー表

---

### 1 ライフイベント表とは

顧客とその家族の将来の予定や計画するイベントを、時系列的に表すもの。年次・年齢・イベント・予算などの項目があり、現在価値で表記する。

### 2 キャッシュフローとは

キャッシュフローとは、一定期間（1年間）の家計の全収入と全支出から把握される資金収支と、その結果増減する貯蓄残高（＝単年キャッシュフロー）をいう。通常は時系列で表記した連年キャッシュフローを作成する。

### 3 キャッシュフローを予測する基本的な手法

#### (1) 基本的事項

ライフプランニングにおいては、将来の収支予測のため連年キャッシュフロー分析を行なう。その際、重要となるのは、ライフイベント表に記入した現在価値での予算や、今後見込める収入を将来価値に直す作業である。

#### (2) 複合的な変動率（収入や支出の上昇率や下落率）の採用

キャッシュフロー表を作成するには、給与、物価、教育費などの変動率の予測、運用利率の予測が重要になる。

## Theme 2 キャッシュフローの基礎知識 ★★★

### 1 可処分所得とは

可処分所得とは、年収から所得税・住民税と社会保険料を差し引いた金額で、自分で自由に使える（処分可能）お金のことである。財形貯蓄の積立額や生命保険の保険料等は可処分所得のうちに含まれる。

（参考）

年収とは税金や社会保険料を含めた支給総額であり、表面的な収入である。

社会保険料とは（会社員の場合）

厚生年金保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料※第2号被保険者（40歳以上65歳未満）は健康保険料に上乗せして徴収。

### 2 キャッシュフロー表の見方・考え方 頻出!

(1) 収入と支出（一般的には1万円単位で記入する）

- ① 収入 ⇒ 夫や妻の給料収入や事業収入・一時的な収入（満期保険金）・年金など
- ② 支出 ⇒ 基本生活費 住居費・家賃・住宅ローン・教育費・交際費など

(2) 変動率

- ① 給与収入の上昇・下落率や基本生活費の物価上昇率や下落率を加味する。
- ② 貯蓄額の運用利率を加味する。
- ③ 一時的な収支の考え方

生命保険の満期保険金などはその実額が記入されている。将来の住宅購入資金などは変動率を適用した後の数値が記入される。2～3年後であれば予定額の場合もある。但し、民間保険料や住宅ローンは、変動率を0とし、更新時期や固定期間などで金額に変更がある場合には、変更数値が記入されている。

(3) 収入・支出の合計と「年間収支」

$$\text{年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計}$$

◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

(4) 年間収支の意味

年間収支がプラスの場合、その黒字額は「貯蓄残高」に組み入れる。

$$\text{各年次の貯蓄残高} = \text{前年末の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用率}) \pm \text{当年の年間収支}$$

【例題】 以下の資料からキャッシュフロー表の①～④の金額を求めなさい。

<キャッシュフロー表>

経過年数			現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9
西 暦		変動率	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
家族・ 年齢	野島裕二 本人		38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	美紀 妻		36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	愛 長女		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	第2子				0	1	2	3	4	5	6	7
家族の イベント	美紀さん		出産		出産	再就職			引越			
	愛さん					保育園				小学校 入学		
	第2子					保育園						小学校 入学
収入	裕二さんの収入	0.0%	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460
	美紀さんの収入	0.0%	0	0	0	240	240	240	240	240	240	240
	合計	—	460	460	460	700	700	700	700	700	700	700
支出	基本生活費	2.0%	180	184	187	191	195	199	203	207	211	215
	住宅関連費	0.5%	120	121	121	122	122	123	124	124	125	126
	愛さん教育費	2.0%	0	0	0	① ( )	② ( )	42	43	③ ( )	33	33
	第2子教育費	2.0%	0	0	0			42	43	44	46	51
	レジャー・被服費等	1.0%	48	48	49	49	50	50	51	51	52	52
	保険料	0.0%	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	一時的支出	0.0%	30		30				80			
	合計	—	418	393	イ	498	489	496	584	515	507	517
年間収支	—	42	67	ウ	202	211	204	116	185	193	183	
預貯金等残高	1.0%	500	ア	エ	④ ( )	1,038	1,252	1,381	1,580	1,789	1,990	

教育費は下記とする

<教育費の現在価値>

	保育園	公立小学校	塾代(注)	私立中学校	私立高校	私立大学
入園・入学一時金	7万円	15万円	—	50万円	50万円	40万円
年間授業料等	38万円	28万円	60万円	120万円	100万円	70万円

(注) 塾代は小学4年生から3年間、毎年60万円。

※ 計算は端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入する。ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数は残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※ 支出合計と年間収支は表中に記入された整数で計算すること。

※ 変動率は各項目のものを使用すること。

**【解答】**

<①～④を求める計算>

- ① 保育園の入学金+授業料の3年後の将来価値を計算する

$$7\text{万円} + 38\text{万円} = 45\text{万円}$$

$$45\text{万円} \times (1 + 0.02)^3 \approx 47.75 \Rightarrow 48\text{万円}$$

- ② 保育園の授業料のみの4年後の将来価値を計算する

$$38\text{万円} \times (1 + 0.02)^4 \approx 41.13 \Rightarrow 41\text{万円}$$

- ③ 小学校の入学金と授業料の7年後の将来価値を計算する

$$15\text{万円} + 28\text{万円} = 43\text{万円}$$

$$43\text{万円} \times (1 + 0.02)^7 \approx 49.39 \Rightarrow 49\text{万円}$$

- ④ 貯蓄残高=前年の貯蓄額×運用利率+当年の年間収支

④を求めるにはまずア～エを計算することが必要

ア  $500\text{万円} \times 1.01 + 67\text{万円} = 572\text{万円}$

イ  $187\text{万円} + 121\text{万円} + 49\text{万円} + 40\text{万円} + 30\text{万円} = 427\text{万円}$

ウ  $460\text{万円} - 427\text{万円} = 33\text{万円}$

エ  $572\text{万円} \times 1.01 + 33\text{万円} \approx 610.72\text{万円} \Rightarrow 611\text{万円}$  (万円未満四捨五入)

④  $= 611\text{万円} \times 1.01 + 202\text{万円} \approx 819.11\text{万円} \Rightarrow 819\text{万円}$  (万円未満四捨五入)

## Theme 3 6つの係数 ★★★

諸係数を用いることで上昇率を上乗せした将来価値、また将来価値を現在価値に直した数値などを計算することができる。以下の「6つの係数」の考え方を知っておくと、積み立ての計算やローンの返済額などを求める計算にも使え、便利である。

6つの係数	例題
① 終価係数	100万円を年2%の複利の定期預金にすると5年後の元利合計はいくらになるか。 $100万円 \times 1.104 = 1,104,000円$
② 現価係数 (複利現価率)	年2%の複利で5年後に100万円にするには、今、いくら定期預金に預けたらよいのか。 $100万円 \times 0.906 = 906,000円$
③ 年金終価係数	毎年100万円を、年利2%の積立預金にしていくと、5年後の元利合計はいくらか。 $100万円 \times 5.204 = 5,204,000円$
④ 減債基金係数	5年後に100万円を受け取るためには、年利2%の積立預金で毎年いくら積立すればよいのか。 $100万円 \times 0.192 = 192,000円$
⑤ 年金現価係数	(1) 毎年5年間100万円を受取るためには、年利2%の運用で、今いくらのお金が必要か。 $100万円 \times 4.713 = 4,713,000円$ (2) 年利2%で借入、5年間で毎年100万円を返済する場合、借入金額はいくらか。 $100万円 \times 4.713 = 4,713,000円$
⑥ 資本回収係数	(1) 100万円を5年間均等に一定額で受け取る場合、年利2%で毎年の受取額はいくらか。 $100万円 \times 0.212 = 212,000円$ (2) 100万円を借入れた。年利2%で、5年間で返済する場合の毎年の返済額はいくらか。 $100万円 \times 0.212 = 212,000円$

※ ①と②は定期預金等の計算、③と④は積立の計算、⑤と⑥は年金又はローン計算に使う。

※ ①と②、③と④、⑤と⑥は互いに逆数の関係である。

(例) ⑥の(2)の場合  $100\text{万円} \times 0.212 = 212,000\text{円}$  資本回収係数使用  
 $100\text{万円} \div 4.713 \approx 212,179\text{円}$  年金現価係数使用

<係数早見表 (年2.0%)>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.020	0.980	1.000	1.020	1.000	0.980
2年	1.040	0.961	0.495	0.515	2.020	1.942
3年	1.061	0.942	0.327	0.347	3.060	2.884
4年	1.082	0.924	0.243	0.263	4.122	3.808
5年	1.104	0.906	0.192	0.212	5.204	4.713
6年	1.126	0.888	0.159	0.179	6.308	5.601
7年	1.149	0.871	0.135	0.155	7.434	6.472
8年	1.172	0.854	0.117	0.137	8.583	7.325
9年	1.195	0.837	0.103	0.123	9.755	8.162
10年	1.219	0.820	0.091	0.111	10.950	8.983
15年	1.346	0.743	0.058	0.078	17.293	12.849
20年	1.486	0.673	0.041	0.061	24.297	16.351
25年	1.641	0.610	0.031	0.051	32.030	19.523
30年	1.811	0.552	0.025	0.045	40.568	22.396

### 【例題】

相川さんは、リタイア後の旅行資金として、6年間、毎年年末に17万円ずつ取り崩していきたいと考えている。年利2.0%で複利運用するとした場合、1年目の初めにいくら資金があればよいか。

### 【解答】

毎年の取崩額から現在の必要額を求めるには「毎年の取崩額×年金現価係数」により求める。

「 $17\text{万円} \times 5.601 = 952,170\text{円}$ 」となる。

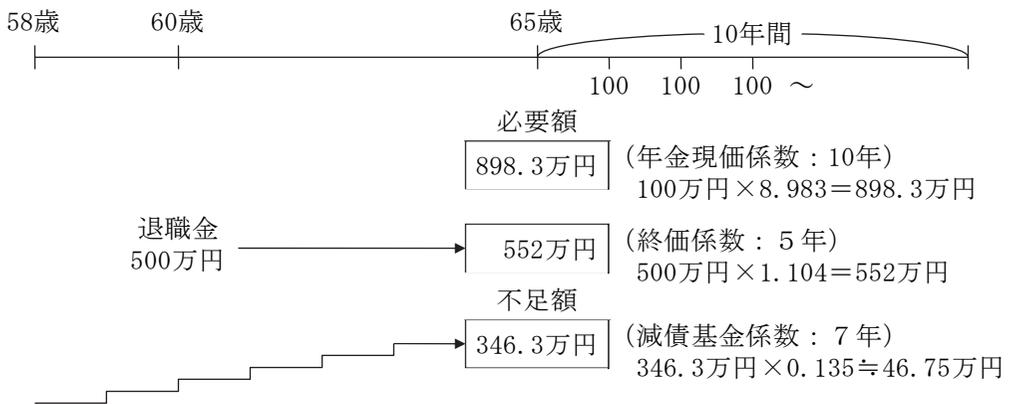
◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

【例題】

65歳の誕生日から毎年100万円ずつ10年間受け取りたい。60歳の誕生日に支給される退職金1,000万円の半分はそのための資金として運用するが、不足額があるので現在58歳の誕生日から積み立てを行う。この場合の毎年の積立額はいくらか。

運用利率はすべて2%で計算する（係数表を使用し計算する）。

【解答】



## Theme 4 CFP認定者の倫理原則 ★★

---

### 第1原則 顧客第一

顧客の利益を最優先させなければならない。

顧客の利益を最優先させることは、専門家であることの証であり、CFP認定者は正直に行動し、自らの利益及び都合を顧客の利益に優先させないことが求められる。

### 第2原則 誠実性

誠実性をもって専門的サービスを提供しなければならない。

誠実であるためには、専門家としてのすべての行動において正直であり公平無私であることが必要である。CFP認定者は顧客から信頼される立場にあり、こうした信頼の根源となるのは、CFP認定者の人間としての誠実さである。誠実性という表現に関する法律上の見解の相違は許されるが、原則の軽視及び虚偽は許されない。CFP認定者は、誠実であるために、倫理原則の文面だけでなくその精神に従うことが求められる。

### 第3原則 客観性

客観的に専門的サービスを提供しなければならない。

客観的であるためには、知識に基づいた正直さ及び中立性が必要である。客観性の原則を順守するために、CFP認定者は、いかなるサービスをどのような裁量で提供する場合においても、業務の誠実性を守り、利益相反を管理して専門家としての健全な判断を行使することが求められる。

### 第4原則 公平性

専門家としてのすべての関係において、公平で道理をわきまえていなければならない。また、利益相反を開示し、管理しなければならない。

公平であるためには、業務契約についての情報を顧客に提供することが必要であり、重要な利益相反の開示が求められる。利害のバランスを保つために、CFP認定者は、自らの感情、偏見及び欲望を制御することも必要である。公平性の原則を順守するために、CFP認定者は、自らがそう扱われたいと思う方法で他人を扱わなければならない。

## ◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

### 第5原則 専門家意識

専門家としての模範的な態度で行動しなければならない。

専門家として、顧客、同僚及び業務上の関係者に対し、品位があり敬意を持って礼儀正しい態度で接し、適切な規制、規則及び実務要件に従わなければならない。専門家意識を持つCFP認定者は、自身で又は他の専門家と共に、職業に対する社会的なイメージ及び生活者の利益へ貢献する能力を維持し、向上させなければならない。

### 第6原則 専門的力量

専門的力量に満ちたサービスを提供するために、必要な能力、スキル及び知識を維持しなければならない。

専門的力量を得るためには、顧客に専門的サービスを提供するために適切な水準の能力、スキル及び知識を習得し、それらを維持することが必要である。これらに加えて、CFP認定者は、自身の限界を認識し、どのような場合に他の専門家に相談することが適切であるか、どのような場合に他の専門家を紹介することが必要であるかを判断することも求められる。CFP認定者は、専門的力量を得るために継続的に学習し、実務能力の向上に努めなければならない。

### 第7原則 秘密保持

顧客のすべての情報を保護しなければならない。

顧客の情報は、権限を持つ者だけがアクセスできる方法で保護され、管理されなければならない。CFP認定者は、不適切な情報漏洩の防止について理解することにより、顧客との信用及び信頼関係を構築することができる。

### 第8原則 勤勉性

勤勉性をもって専門的サービスを提供しなければならない。

勤勉であるためには、時宜を得た完全な方法で専門家としての責任を果たすことが必要である。勤勉性の原則を順守するためには、CFP認定者は、専門的サービスを適切に計画、管理及び提供することが求められる。

## Theme 5 金融サービス提供法と消費者契約法 ★★

### 1 金融サービス提供法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）

金融自由化の流れの中、金融取引の適正化と投資家保護の法整備の必要性が指摘され、立法化されたのが「金融商品販売法」である。

この「金融商品販売法」は2021年11月より金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）に改称（2024年2月より金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に改称）された。この改正により、業態ごとに縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供が可能になった。

#### ＜重要事項の説明義務＞

業者側に、金融商品の下記のリスク等に係る重要事項の説明を横断的に義務づけた法律である。

- ① 信用リスク ⇒ 財産の信用状況で元本割れすることがあることの説明
- ② 価格変動リスク ⇒ 為替・株式など市場変動で元本割れがあることの説明
- ③ 権利行使期間または解約期間の制限 ⇒ 解約期間などがあることの説明

#### ＜対象金融商品＞

金融サービス提供法の対象は、預金、貯金、定期積金または銀行法に規定する掛金の受入れを内容とする契約、保険契約、有価証券取引、信託のほか金融派生商品・外国為替証拠金取引など、ほとんど全ての金融商品である。

ただし、国内商品先物取引には適用されない。またゴルフ会員権やレジャー会員権などは金融商品ではないので対象外である。

#### ＜重要事項の説明義務＞

金融商品の販売を行う場合には、販売が行われるまでの間に重要事項について説明しなければならない。

### 2 消費者契約法

悪質商法や不当な契約によるトラブルから消費者を守るための法律。

#### ＜消費者契約法の主旨＞

消費者保護の為、有価証券等の金融商品の勧誘等も含めた各種契約に係る重要事項の説明を明確化し横断的に規制する法律である。

※ 「消費者」とは、個人のことで、各種契約のうち労働契約は対象外である。

### 3 消費者契約法のポイント

消費者契約法では、消費者と商品提供をする事業者（法人その他の団体および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人）とその商品に対する情報の質および量ならびに交渉力の格差を考慮し、消費者保護の観点から、事業者の次の①～④の行為に基づき契約した場合の契約の取消権を消費者に認める、契約条項の無効をも認めている（消費者契約の取消権は、追認をすることができる時から1年間行使しないとき、または、消費者契約の締結時から5年（霊感商法等の場合は10年）を経過したときは、時効により消滅する）。

- ① 重要事項に関する不実告知
- ② 不確実性のあるものについての断定的判断の提供
- ③ 不利益事実に関する故意の不告知等による誤認
- ④ 不退去・監禁等による勧誘行為

※ 確定拠出年金法では、その導入に際し加入者等にリスクを説明しなかったり、無理に導入承諾を強いたり等により契約に結びつけることのないように、事業主や運営管理機関の禁止行為等として規定している。

## ＜金融サービス提供法と消費者契約法の比較＞

	金融サービス提供法	消費者契約法
保護されるもの	個人および事業者 ※ 特定投資家を除く	個人 ※ 事業として契約する個人を除く
内 容	重要事項の説明義務 ① 元本欠損を生じるおそれとその要因 ② 一部の商品について当初元本を上回る損失が生じるおそれ ③ 取引の仕組みのうち重要な部分 ④ 権利行使期間の制限や解約期間の制限	① 事業者の不適切な行為により消費者が誤認または困惑した場合⇒契約を取消せる ② 契約事項に消費者の利益を一方的に害する条項があった場合⇒無効とする
効 果	重要事項の説明義務違反または断定的判断の提供が行われた場合、顧客は損害賠償請求できる。 ※ 元本欠損額が損害額と推定される	契約の取消し・不当条項の無効
立証責任	説明義務違反についての立証責任は顧客側	立証責任は消費者側
併 用	個人の場合、両法を併用して対処することができる	

※ 金融サービス提供法では以下の場合、説明義務が免除される

- ・顧客が説明不要の意思表示をした場合
- ・顧客が特定投資家である場合

## Theme 6 金融商品取引法 ★★

### 1 金融商品取引法

金融商品取引法は、金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、証券取引法等を抜本的に改正して成立した法律である。

### 2 金融商品取引業

金融商品取引業を行う業者はすべて内閣総理大臣に申請、登録が必要である。

金融商品取引業者は、金融商品取引契約が成立したときは、遅滞なく契約締結時交付書面を作成し、これを顧客に交付しなければならないとされている。

なお、投資判断の前提となる基礎資料（一般的な景気動向や企業が公表している業績など）を顧客に提供することは、金融商品取引業の投資助言には該当せず、金融商品取引業者でないFPが単独で行うことが可能である。

金融商品取引業	主な業務内容
第一種金融商品取引業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動性の高い有価証券の販売・勧誘</li> <li>・顧客資産の管理</li> <li>・店頭デリバティブ取引の販売・勧誘</li> </ul>
第二種金融商品取引業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動性の低い有価証券の販売・勧誘</li> <li>・市場デリバティブ取引の販売・勧誘</li> </ul>
投資運用業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資運用</li> </ul>
投資助言・代理業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資助言</li> <li>・投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介</li> </ul>

### 3 金融商品仲介業

金融商品仲介業者とは、金融商品仲介業を行うため、内閣総理大臣の登録を受けたもの（金融商品取引法第2条第12項）をいう。金融商品仲介業者は、証券会社などの金融機関の委託を受けて、投資信託や有価証券の売買の媒介等を行う法人または個人のことである。なお、金融商品仲介業に関して、顧客から金銭や有価証券の預託を金融商品仲介業者は、受けてはならない（同法第66条の13）。

## Theme 7 著作権法と個人情報保護法 ★★

### 1 著作権法

著作権とは、「思想又は感情を創作的に表現した」論文、講義レジュメ、コンピュータソフトなどの著作物を独占的に支配する権利をいう（著作権は、別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物については最後に死亡した著作者の死後）70年を経過するまでの間存続する）。著作権の発生には著作物として登録しなければ著作権が発生しないという「方式主義」と著作物が創作されたときに自動的に著作権が発生するという「無方式主義」がある。わが国は「無方式主義」を採用している（著作権法第17条第2項）。著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断使用すれば、著作権侵害になる。ただし、許諾なく使える場合に該当すれば、無断使用しても著作権侵害にはならない。また、無断複製物であることを知りながら当該複製物を有償・無償を問わず、公衆に譲渡または貸与すると著作権侵害になる。さらに、付された権利者の情報や利用許諾の条件等の権利管理情報を故意に変更する行為等も著作権侵害となる。

なお、著作権は、その全部または一部を譲渡することができる。

#### (1) やってはいけないこと

- ① 他人の著作物を複製して、まとまった人数の会などで使用すること。**著作権者の承諾**がなければ違法となる。
  - （例）・20名のFP勉強会において、有名人の書籍をコピーして教材として使用する
  - ・生活者向け講演会において、新聞記事をコピーして資料として配布する
- ② 「デジタル方式の録音または録画機能を有する機器」を使って複製すること。著作権者に相当の補償金を支払うものとされている。

## ◆第1章 ファイナンシャルプランニングの基礎知識◆

### (2) やっていいこと

- ① 他人の著作物を「私的使用目的」で複製し、家族や親しい友人の範囲内（2～3名程度）で使用することは認められている。
- ② 公表された著作物は、以下の要件の下で引用することができる。
  - a) 正当な慣行に合致するもので、報道・批評・研究その他引用の目的上正当な範囲内である。
  - b) 引用する部分をカギ括弧「 」などで明確に区別する。
  - c) 引用する部分が従で、自分の著述部分が主である。
  - d) 出典・出所、著作者名を明記する。
- ③ 法令・条例・通達・判決などには著作権がなく、自由に引用することができる。
- ④ 国や地方公共団体が公表している広報資料・統計資料・白書などは、一般に許諾なしに転載することができる。

## 2 個人情報保護法

個人情報保護法は、個人の権利と利益を保護するため個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の適切な取扱いについての義務を定めたものである。事業のために取り扱う個人情報の数が1件でも、個人情報取扱事業者として本法の適用を受ける。

個人情報とは、氏名や住所など個人を識別できる情報や他の情報と照合することで個人を識別できる情報をいう。個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データや指紋など生存する特定の個人における身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号などの個人識別符号を含む情報）なども個人情報である。また、人種や病歴などを含む要配慮個人情報の取得には、原則として、本人の同意が必要である。

### (1) やってはいけないこと

- ① 本人の承諾なしに第三者に提供すること。個人情報の取扱いは、利用目的を特定し公表または通知しなければならない。
- ② F P 会員倫理規定には守秘義務の規定があるが、この規定にかかわらず、顧客情報は責任をもって管理しなければならない。

(2) やっていいこと

個人情報を利用する場合は、予めその利用目的を明示し、本人の同意を得たうえで、限定的に利用することができる。

(F Pが相談業務において留意すべき内容)

- ① 顧客情報の管理は**書庫の施錠**、F A X送信をしない、廃棄書類はシュレッダー処理または溶解処分によるなど、その内容を開示する。
- ② 顧客情報は原則コピーしない。止むを得ずコピーするときは、必ず本人の承諾を得て行う。
- ③ 執筆や講演における例示などで**特定の顧客を紹介しない**。紹介する場合は、必ず**本人の承諾**を得てから行う。
- ④ 営業DMなどの発送は、**本人の承諾**をとってから送る。
- ⑤ 予め苦情の連絡先を明示し、寄せられた苦情には、真摯かつ迅速に対応する。